

限度額適用認定証ご提示のお願い

「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口にご提示して頂くと、1ヵ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。※差額ベッド、病衣、おむつなどの保険外負担分は対象となりません。

70歳以上の自己負担限度額

対象者	自己負担限度額(月額)	多数該当
現役並み所得世帯Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	¥140,100
現役並み所得世帯Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	¥93,000
現役並み所得世帯Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	¥44,400
一般世帯(課税所得145万円未満)	57,600円	¥44,400
区分Ⅱ(住民税非課税世帯)	24,600円	—
区分Ⅰ(住民税非課税世帯)	15,000円	—

70歳未満の自己負担限度額

対象者	自己負担限度額(月額)	多数該当
(ア)国保)年間所得901万円以上 (社保)標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	¥140,100
(イ)国保)年間所得600万円超~901万円以下 (社保)標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	¥93,000
(ウ)国保)年間所得210万円超~600万円以下 (社保)標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	¥44,400
(エ)国保)年間所得210万円以下 (社保)標準報酬月額26万円以下	57,600円	¥44,400
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	¥24,600

食事代

食事代は、1食につき460円のご負担となります。但し、住民税非課税世帯の方は、限度額適用認定証を当院窓口へご提示いただくことで負担金額が減額されます。

区分		1食あたりの食事代
70歳未満で住民税非課税世帯	90日までの入院	¥210
70歳以上で区分Ⅱの世帯	90日を超える入院	¥160
70歳以上で区分Ⅰの世帯		¥100

申請先

- 国民健康保険の方/発行元の各市町村の役場等で手続きを行って下さい。(松山市の場合/松山市役所別館3階の国保・年金課5番窓口、1階の福祉総合窓口又は、支所、出張所の各窓口で申請ができます。)
- 社会保険の方/保険証に記載されている保健者(協会けんぽ、共済組合、保健組合など)にて手続きを行って下さい。

※平成30年8月時点の情報です。今後、改定に伴う変更が生じる場合があります。